

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問01（個）第3号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和元年5月10日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「広島県がマツダに対し支出して居る全ての金額及びその他の文書を私が請求した事が解る文書（以下「本件対象情報」という。）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件対象情報を作成又は取得していないため、不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年5月24日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年7月29日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象情報を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

これまでも度々無回答・放置を繰り返し、都合が悪くなると一切無視する極めて悪質な行務である。現在も複数の案件を放置し、一切業務を行っていない。

今回、またしても提出した書類を不存在として組織的に証拠隠滅を図ろうとする極めて悪質な行為である。これは、事前に職員（〇〇）と話をし提出したものであり、不存在との虚偽文書は認めない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分に至る経緯

(1) 審査請求人は、令和元年5月10日に広島県庁内の総務課行政情報コーナーを訪問し、本件対象情報に係る行政文書の開示請求の進捗状況等について照会した。

これに対し、対応した総務課職員は、これまでそうした請求を審査請求人から受けた認識がなかったため、そうした文書は特にない旨口頭で回答した。

(2) 審査請求人は、これに納得せず、本件請求を行ったが、実施機関において、本件対象情報に係る行政文書の開示請求を受付した事実は確認できないため、本件処分を行った。

2 保有個人情報の不開示決定制度について

条例第11条では、実施機関が、開示請求に対して、保有個人情報の開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）をし、開示請求者に対し通知しなければならないこと等を規定している。

また、条例第11条第3項では、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（条例第17条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない旨規定している。

「開示しない旨の決定」とは、保有個人情報の「不開示決定」をいうが、決定の理由に応じ、広島県個人情報保護条例施行規則（平成17年広島県規則第26号。以下「規則」という。）第5条に定める自己情報不開示決定通知書（規則別記様式第5号）、自己情報不開示決定通知書（形式上の不備）（規則別記様式第5号の2）、条例適用外通知書（規則別記様式第5号の3）、自己情報存否応答拒否通知書（規則別記様式第6号）又は自己情報不存在通知書（規則別記様式第7号）により行うものとされている。

3 本件対象情報の探索について

(1) 審査請求人は、事前に職員（審査請求書には総務課職員の氏名が記載されている。）と話をし提出したものであると主張していることから、審査請求書に記載の総務課職員（以下単に「総務課職員」とする。）及び所属する総務課情報公開グループの職員等に確認したところ、総務課職員が着任した平成30年4月1日以降、本件対象情報に係る行政文書の開示請求を受けた事実は確認できなかった。

(2) また、総務課職員は、上記1（1）の照会の際、本件対象情報に係る行政

文書の開示請求について、何か他の法人名等の記載の文書のことではないかどうかを審査請求人に確認したが、特に回答はなかった。

(3) このため、本件対象情報は保有していないため、本件処分を行ったものである。なお、審査請求人が請求した別件の行政文書開示請求等については、これまで実施機関において、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「情報公開条例」という。）等の法令に基づき、適正に処理をしているところである。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、広島県がマツダに対して支出している全ての金額及びその他の文書を審査請求人が請求したことが分かる文書の開示を求めたものである。

実施機関は、本件対象情報は作成又は取得していないとして、本件処分を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、実施機関が本件対象情報に係る行政文書の開示請求を放置しているのであって、本件対象情報は存在するはずである旨主張していると認められることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関によると、情報公開条例による行政文書の開示に関する事務等については、その取扱いについて必要な事項を定めた、広島県情報公開事務等取扱要綱（平成 13 年 3 月 29 日制定）に基づき行っているとのことである。

実施機関は、審査請求人が名指しした総務課職員が着任した平成 30 年 4 月 1 日以降、本件対象情報に係る行政文書の開示請求を受けた事実は確認できなかったと説明していることから、当審査会において、平成 30 年 4 月 1 日以降の行政文書の開示請求の受付状況を記載した書類を確認したが、そのような請求があったことは確認できなかった。

念のため、当審査会において、平成 29 年度以前の行政文書の開示請求についても、受付状況を記載した書類を確認したところ、そのような請求があったことは確認できなかった。

また、審査請求人からのその他の行政文書の開示請求についても、受付状況を記載した書類を確認したところ、本件請求時点において、開示請求書の受付、担当部署への送付等の措置が放置されているものは確認できなかった。

そうすると、実施機関が、審査請求人から本件対象情報に係る行政文書の開示請求について開示請求を受けた事実を確認することができないとして、保有個人情報を取得していないと説明することは、不自然、不合理とまではいえない。

以上のことから、実施機関が、本件対象情報は存在しないとして、不存在を

理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
元. 10. 7	・ 諮問を受けた。
元. 12. 23 (令和元年度第9回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
2. 1. 27 (令和元年度第10回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授